

福井県警察犯罪収益対策推進要綱の制定について

令和2年7月28日

刑組甲達第10号

犯罪による収益（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する犯罪による収益をいう。以下同じ。）が、組織的な犯罪及びテロリズムを助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えること、及び犯罪による収益には被害者から不当に得た財産が含まれることに鑑み、福井県警察が一体的に犯罪収益対策を推進することにより、犯罪による収益の移転防止、犯罪組織の弱体化及び壊滅、テロ資金供与の防止等を図るために必要な基本的事項を定めたものである。

概要は、

犯罪収益対策の推進

- ・ 効果的な犯罪収益対策を推進するための基盤構築
- ・ 犯罪による収益に関する情報の集約、整理及び分析
- ・ 犯罪収益関連犯罪の取締り及び犯罪による収益の剥奪の推進
- ・ 国際的な連携の推進
- ・ 官民連携の推進

疑わしい取引に関する情報の的確な取扱い

- ・ 保秘の徹底
- ・ 漏えい等の防止の徹底

である。